

第2節 巡回相談員の役割

伊藤 遼子

はじめに

平成12年度に15都道府県及び政令指定都市で始まった文部科学省の委嘱研究「学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究」は平成13年度より「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」と名称を改め全国47都道府県で拡大するかたちで展開された。この事業は、①平成12年度7月に文部省（当時）から出された報告において示された判断・実態把握の基準等が具体的に有効であるかを検証するための事業、②指導内容の充実を図るため、専門的知識・経験を有する相談員が教育委員会職員や学校の教員に対し、学習障害児に対する巡回相談を行う巡回相談事業の2つを組合せたものである。その委嘱を受けたA県の巡回相談員として共同研究に参加した12・13年度と、研究協力者として14年度に継続して行った巡回相談事業から、巡回相談員の役割について報告する。多くの巡回相談員が心理分野の専門家である中で、今回は教育の実践の分野から巡回相談事業に参加した者としての特徴を含めての報告である。

1. 教員の理解促進

ー 校内研修会（含事例検討）への協力 ー

平成11年の文部省の協力者会議による報告書や平成13年、14年の文部科学省の協力者会議による特別支援教育に関する報告書等によって「LD（学習障害）」ということばについては認知が広がりつつある。しかし、今回の協力校のように、特殊学級（特別支援学級）や通級指導教室等を併設していない学校では、発達障害に関する専門的知識を有する教員が殆どの場合いないため、理解や支援への取り組みには至っていないことが多い。初年度は、養護教諭（LDに関する研修会に数回参加の経験あり）、校内コーディネーターの役割を果たす教諭（障害児教育担当）の他は、LDということばは聞いているが具体的には分からないという教員が殆どで、LDということばに始めて出会ったという教員もいたため、まず、「LD（学習障害）とは」と題した基礎研修の会を設定して理解を進めた。

教室巡回によって児童の実態に接している巡回相談員が研修会の講師の一人としてこれに参加することは、より具体的な事例を含めた内容を取り上げることができることから、教師にとって理解しやすいという点で効果的である。

さらに、校内研修会を重ねる中で、教師の気付きによる事例が数多く報告されるようになった。当初、報告された児童は、教師側の困り感が強いという点から行動の問題によるものが多く、また、学習のつまずきが顕著な場合は、全体的な知的遅れが考えられる場合が多い。しかし、それらの事例について実際に教室巡回で対応、観察し、特徴を伝え、LDというより別の発達障害と考えられる場合や重複する障害が考えられる場合等について整理する中で、見過ごされていたLD本来の「認知能力の偏りに起因する学習のつまずき」に目を向けるという児童理解のあり方に気付くことを促すことができる。即ち、教師側の困り感から児童側の困り感への転換である。LDに限らず、見えにくいつまずきによって困難な状況にある多くの児童に対する教師の気付きを促すという点からも、重要なことと言える。

2. 校内支援体制の整備

ー 校内委員会への参加 ー

A小学校（この章の第1節Ⅰ「A小学校における校内委員会の構築と実践」で報告）では、新規に委員会を立ち上げるのではなく、既存のリソースである児童指導部が校内委員会の役割を果たす形がとられた。

既存のリソースを使う場合、正しく効果的に機能を果たすために、これまでの委員会の性格の上に校内委員会としての新しい役割を確認する必要がある。他の専門家と共に巡回相談員が校内委員会に参加し、各学級、各学年から上がってくる児童の問題を教員と共に受けとめ、専門的に整理することで、委員会の質を高め、充実させることが「気付きの委員会」とも言われる校内委員会が確立し、支援が継続して行われるために重要である。

専門家チームに判断を求めるか否かの検討の際の助言や、判断を求めたい事例があがった場合に保護者の理解が得られるかどうか、どのような形で保護者に児童理解をすすめることができるか、といった問題については、学校或いは担任という立場からだけでなく、時には専門家からの助言が必要となる。また、何らかの支援は必要と思われながらも、専門家チームに判断を求めるには至らない場合や、保護者の理解を得ることが難しいという例は、専門家チームに判断を求める事例より数が増えることが考えられる。それらの事例についても、現実にはどのように支援して行けばよいかを校内委員会として考えねばならない。必要なアセスメントの実施、具体的な支援方法の提示について等、校内委員会として取り組むことになる場合、巡回相談員としての助言及び支援への協力が求められることとなる。

3. 実態把握

ー 学校全体としての児童理解・実態把握と 個別の実態把握 ー

巡回相談員として、最も基本的な役割といえるのが実態把握であろう。これには2つの側面がある。①「LD（学習障害）及びその周辺の学習につまずきのある児童がどのくらいの割合で存在するか」の実態把握、②「LD（学習障害）児に対する特別支援教育を実施する為の、児童のプロフィール把握」のアセスメント実施である。特に②は判断をするにあたっては、児童への実際の支援を進めるにあたっては、重要な部分である。心理検査・学力検査を巡回相談員が行う場合もあるが、本プロジェクト^①では、正式の心理検査・学力検査は、国立特殊教育総合研究所において、専門家チーム^②によって実施された。巡回相談員は、授業を中心とした活動の中での学力のチェック、特性の把握を行った。また、担任が行うスクリーニング・学力のチェックについて担任との間で検討し、確認し合った。

4. 保護者の理解促進

ー 保護者全体に向けての啓発への協力と 保護者からの相談依頼への対応 ー

LDと判断し、それに沿った支援を進めるためには、心理検査・学力検査・医師による診断等が必要とされる。それには保護者の理解がなければならない。また、どの子どもにも特別なニーズがあり、ニーズに合った個別の支援が行われることが望ましい、という21世紀の特別支援教育の考え方を広げていくために、保護者全体に対する啓発が必要である。

A小学校では当初研究協力校であることを保護者に周知させていなかったが、時期を選び、全保護者へお知らせを配布した。専門家チームの医師によるLDについての基礎的な説明と、学校長による「誰にでも有り得る特別なニーズについて学校が特別支援教育に取り組んでいる」ことを知らせるものであった。適切な表現であるかどうか校内委員会でも検討され、巡回相談員としての意見も含めた上で作成された。

同時に、LDについて・特別支援についての講演会を、保護者・教員の両者を対象に設定し、実施した。このような場合には、巡回相談員も講師の一人として参加し、できるだけ具体的に分かりやすく話をすることが求められる。

また、講演会終了後に、保護者から、気がかりな事や思い当たる事など、相談の申し出があり、それへの対応も巡回相談員の重要な役割であった。申し出のあった事例の中から、専門家チームにつながり、LDで

あると判断された事例がある。また、保護者によっては専門機関につながることを受け入れない場合も少なくないが、保護者・担任と共に学校や家庭での配慮や支援方法を考えることで、児童の負担の軽減、児童の行動の安定、学習面での良好な変化、保護者の気持ちの安定等を得られたという事例もある。

対象児童の保護者に対して、児童のプロフィールの説明、支援についての共通理解を進めることなどに付いては、専門家チーム・校内委員会と慎重に協議した上で必要に応じて対応する。

5. 校内委員会と専門家チームをつなぐ

ー 校内委員会から専門家チームへと

専門家チームから校内委員会・学級担任へー
校内支援体制の整備の項で述べたように、校内委員会で検討された特定の児童について専門家チームに判断を求める場合に、学校は保護者と連絡を取り、児童の特性を理解してより効果的な支援を可能にするためのアセスメントの重要性を保護者が理解しやすいように具体的に説明・解説することが必要となる。状況によっては巡回相談員が相談を受け対応する場合がある。

専門家チームが判断するにあたっては、教室巡回によって得られた情報を提供する。

専門家チームによる判断が出され、報告書が提出された場合に、校内委員会はその内容を受けとめ、具体的な支援の実践に繋げるための確認をする。その際に巡回相談員による解説を必要とする場合もある。さらに直接の支援者（指導者、主として担任）が、報告書の内容を理解し、支援計画をたてるにあたって、必要とされる場合に相談に乗り、解説、助言等を行う。

6. 具体的な支援のあり方の検討・指導者への支援

専門家チームの意見を参考にして対象児童の特性を考えた支援方針を確認する際に、要請に応じて共に検討する場合は多い。考えられた支援内容や方法が、対象児童の特性にあったものであるかどうかを担当者と共に考える。

また、支援の効果を確認し、修正等をするにあたって、支援者（指導者）を支援することも大切である。

支援の実践にあたっては学校全体が対象児童を理解し、支援することが大切である。とはいえ、最も日常的に生活及び教科学習の指導にあたる担任教諭が中心的存在となる場合が一般的であろう。それを学年会がチームとして支え、更に校内委員会が支えるとしても、個別のニーズに合わせた具体的な指導の有り方を考え、内容を組み立て、方法を考え、実践し、効果を

検証し、指導内容を改善して行くのは、現実としては担任教諭に委ねられる部分が多い。

担任にのみ負担がかかることの無いように、校内支援体制を確認し続けることも忘れてはならない。

7. 通常学級の授業での支援の補助

一斉授業で対象児童への十分な支援は困難な場合も多い。巡回相談員が授業に実際に関わる事は一般的には不可能であろうが、場合によって要所部分に関わることで対象児童の学習を助けることができる。対象児童だけでなく、学級全体の学習を援助することが可能である。

しかし本来的には巡回相談員が授業そのものに参加しての援助ではなく、観察によって、児童の特性の再チェック、指導方法の有効性のチェックなどを行い、指導者が一人で授業するときの問題点や、T. T. で指導するときのための留意点等を伝えることで、指導者と共に支援の質を高めることにつとめるべきであろう。

8. 通常学級の授業以外の場での支援

LDのある児童の「弱い部分」を補う形の指導方法を探ることは、一斉授業においてもある程度可能であるが、十分な達成感を得させるまでには至らない場合が実際には多いと思われる。さらに「弱い部分」そのものに働きかけ、力を付けることには限界があり、授業の中だけでは出来ない場合が多い。状況に応じての個別或いは小グループによる指導が望まれる。

システムとしてそれを可能にするだけの物理的、人的な条件が整うことが望まれるが、それが充分でない場合の補助的手段として巡回相談員が個別或いは小グループの指導に関わることも考えられる。また、シス

テムがある程度整った場合にも、専門的な知識・技術をもって助言を加えることは支援の質を高める、或いは維持するために有効であろう。

A小学校の場合、14年度は「行動上の問題等、授業を進めるにあたっての妨げとなり得る問題を有する場合」に取りだし授業を行う、という申し合わせに従って、学習を補うための取り出しは見送られたが、学習障害児等への理解が深まる中で、今後は学習を補うための取りだし授業も検討されている。

おわりに

－ 支援者を支援する －

巡回相談員は「児童を支援する指導者を、支援する」という立場にあるといえよう。そして、よりよい支援を実現するためには、巡回相談員自身もまた支援されることが必要である。巡回相談員への支援の充実、巡回指導員の質を高め、支援するための力を強めることになる。地域によって、状況によって異なるかもしれないが、現時点においては、巡回指導員を支援するという役割を、専門家チームに期待したい。

本プロジェクトの場合、専門家チームはその役割を十分に果たしていた。

<注>

- (1) 文部科学省委嘱「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」のA県における実践研究及び国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究「学習障害児の実態把握、指導方法、指導体制に関する実証的研究」として取り組んだ。
- (2) このプロジェクトに参加している国立特殊教育総合研究所の医師、心理専門家、教育専門家で構成されている。